

4 取 信 第 4 号  
平成 4 年 6 月 19 日

通商産業局商工部消費経済課長 殿

通商産業省産業政策局取引信用室長 寺 坂 信 昭

前払式特定取引業者（友の会）に対する指導監督の強化について

最近、前払式特定取引業者（友の会）の中に、取次先である親会社（百貨店）の倒産により、営業廃止に至った事業者があり、所管通商産業局において、事実確認等を目的として緊急に立入検査を実施したところ、当該事業者が、

- ① 友の会事業者に関する誤った理解から、「お買い物券」の発行時点で当該前受金を保全の対象から除外
- ② 前受金残高を過小に計上・報告

していた等の事実が判明した。

かかる友の会事業者による行為は、消費者保護の観点からも重大な問題であり、ひいては友の会事業に対する社会的信用を著しく損なうものである。

従って、貴課におかれては、今後、かかる事態が再発することの無きよう、貴局管内の前払式特定取引業者（友の会）に対する指導監督については、なお一層の強化を図るとともに、上記①に関しては、適切に保全措置が講じられるよう、管内事業者に対する周知徹底を図られたい。